

堺市公報 第116号	令和2年4月17日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等について 【危機管理室防災課】.....	2
○住居表示の街区の区域の変更について 【市民人権局市民生活部戸籍住民課】.....	2
○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】.....	7
○堺市立フォレストガーデン使用料徴収事務委託について 【産業振興局農政部農水産課】.....	10
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】.....	10
○堺市立大浜体育館等の開館（場）時間、休館（場）日及び利用料金について 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】.....	11
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】.....	23
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】.....	23
○大和川線の事業計画変更認可に伴う図書の写しの縦覧について 【建設局道路部道路計画課】.....	24
○大和川線の事業計画変更認可に伴う図書の写しの縦覧について 【建設局道路部道路計画課】.....	24
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】.....	25

告 示

堺市告示第154号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定に基づき、次のとおり指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行い、及び同法第49条の6第1項（同法第49条の7第2項において準用する場合を含む。）に基づき、次のとおり指定緊急避難場所及び指定避難所の取消しを行ったので、同法第49条の4第3項及び第49条の6第2項（第49条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年4月17日

堺市長 永 藤 英 機

【修正】

- 1 原山ひかり小学校（旧原山台小学校） 移転に伴う名称変更
[合計1か所]

【取消し】

- 1 原山ひかり小学校（旧原山台東小学校） 移転に伴う取消し
[合計1か所]

堺市告示第155号

堺市住居表示条例（昭和39年条例第23号）第2条の規定により、街区の区域の変更について、次のとおり告示する。

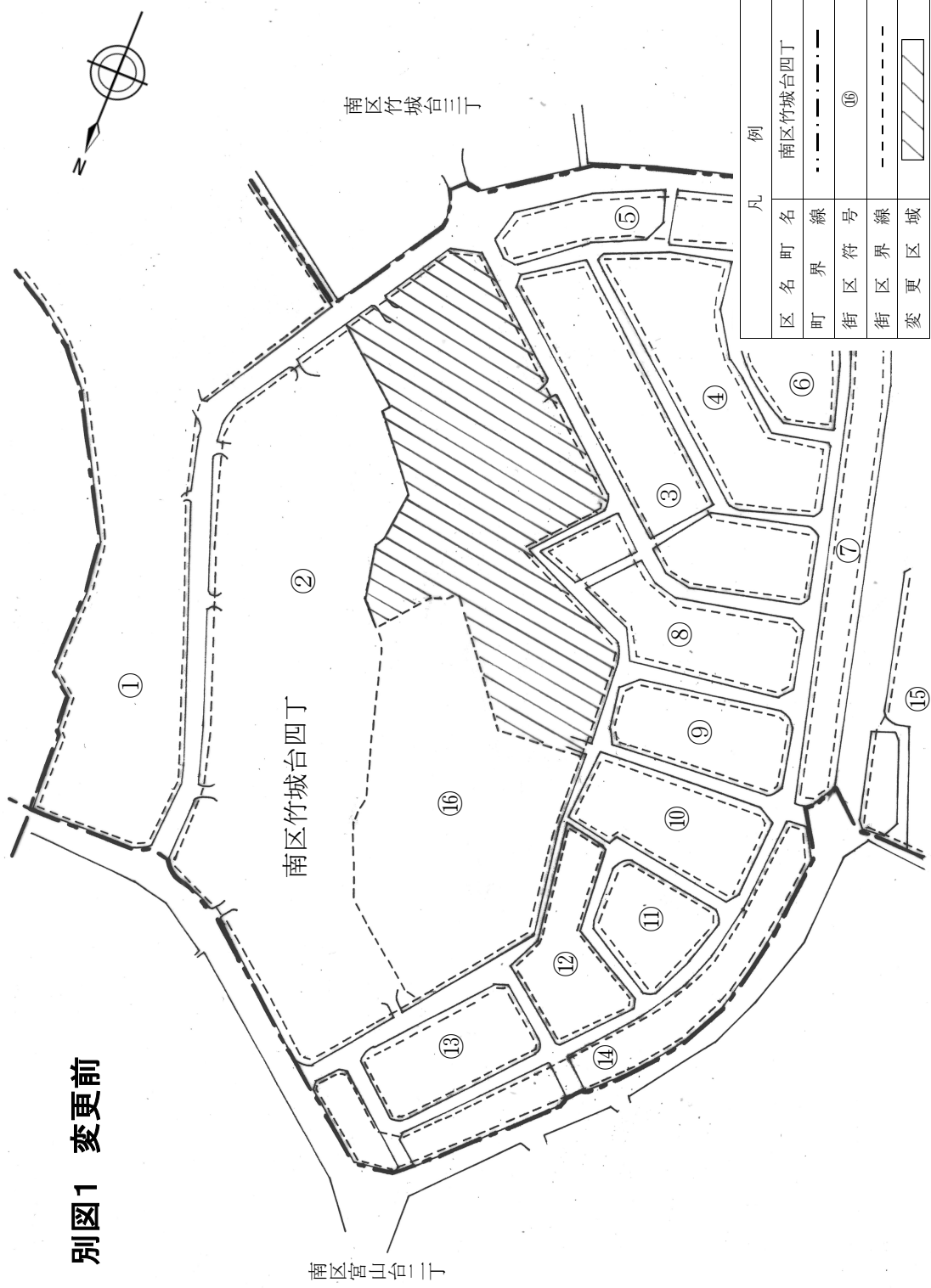
令和2年4月17日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 区名及び町名
南区竹城台四丁
- 2 実施期日
令和2年4月24日
- 3 変更内容
住居表示街区変更調書のとおり

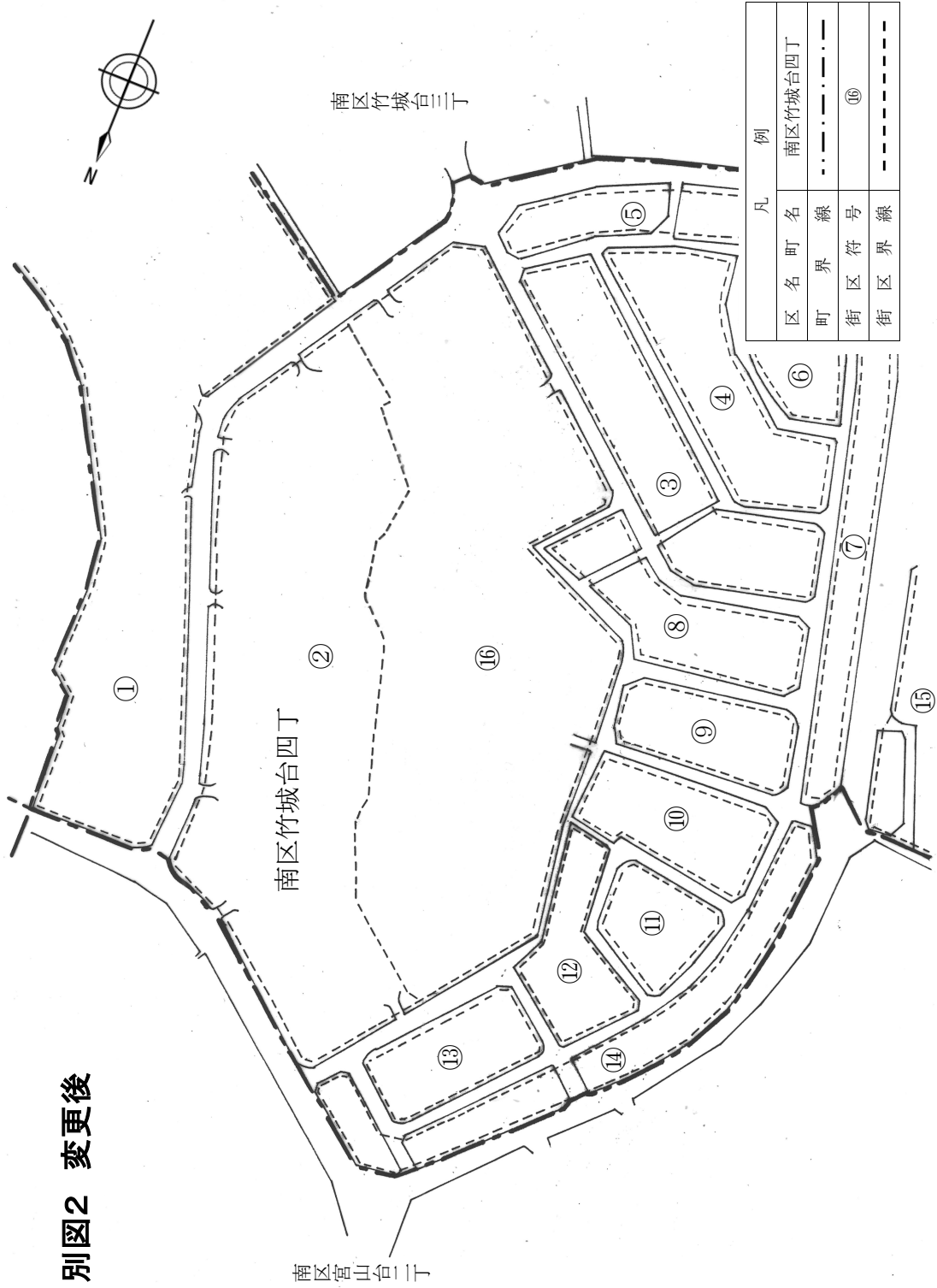
住居表示街区変更調書

区名及び町名	街区符号	内容	備考
南区竹城台四丁	2	街区の区域の変更	別図1 変更前及び 別図2 変更後参照
南区竹城台四丁	16	街区の区域の変更	



別図1 變更前

別図2 変更後



凡 例	
区 名	南区竹城台四丁
町 界	線
街 区 符 号	⑬
街 区 界 線	線

堺市告示第156号

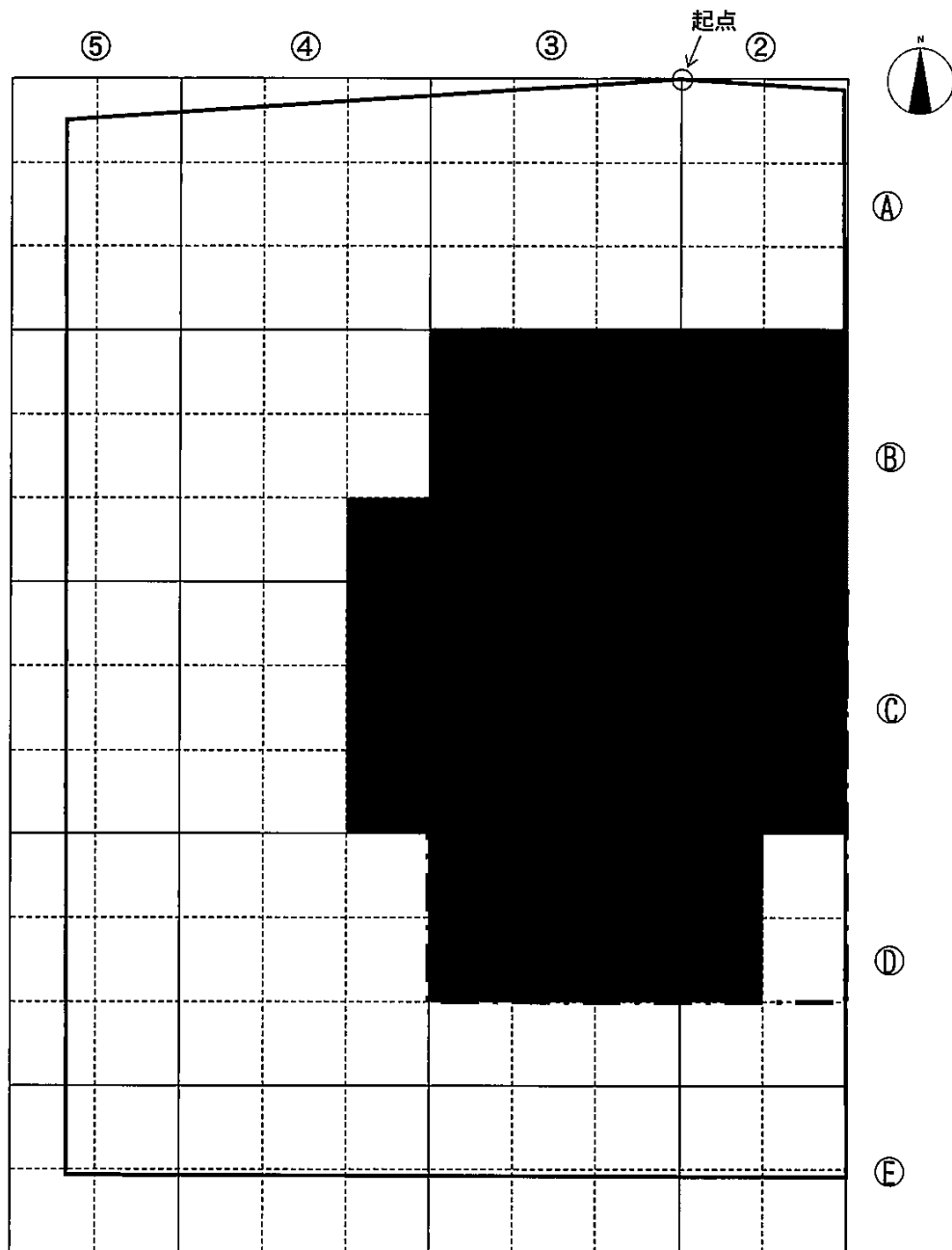
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月17日

堺市長 永藤英機

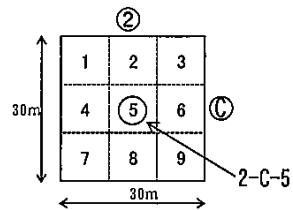
- 1 指定する形質変更時要届出区域
堺市西区築港新町三丁8番1の一部（次頁図面参照）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

形質変更時要届出区域

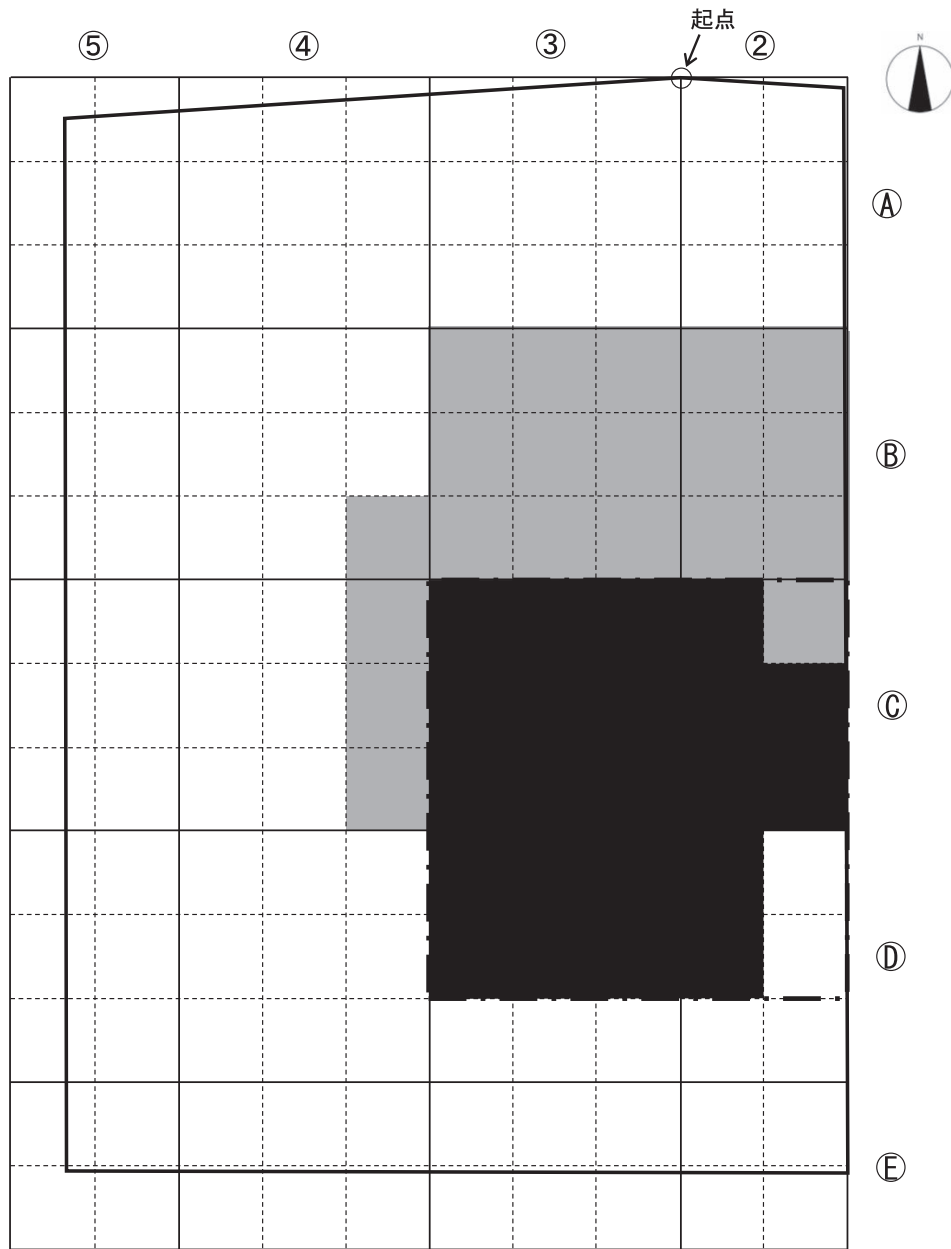


【起点】
起点は、形質変更範囲の最北端とした。

- 【凡例】
- 形質変更対象範囲
 - 土壤調査範囲
 - 単位区画
 - 形質変更時要届出区域

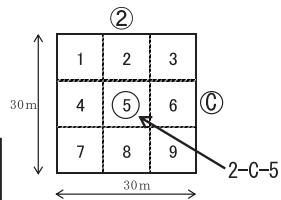


形質変更時要届出区域(追加前後比較)



【起点】
 起点は、形質変更範囲の最北端とした。

- 【凡例】**
- 形質変更対象範囲
 - 土壤調査範囲
 - 単位区画
 - 形質変更時要届出区域 (令和2年1月24日指定)
 - 形質変更時要届出区域 (追加申請区画)



~~~~~

堺市告示第157号

堺市フォレストガーデン条例（平成5年条例第29号）第6条及び第14条の使用料の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月17日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 委託する歳入の種類  
堺市フォレストガーデン条例第6条及び第14条に基づく使用料
- 2 委託する期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 受託者の住所及び氏名  
住所 堺市南区釜室69番地1  
氏名 特定非営利活動法人グリーンカムムロ  
理事長 奥野 茂夫

公 告

堺市公告第233号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月17日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る調達物品の名称及び数量  
高反応消石灰（令和2年度上半期分）（年間単価契約）  
997 t（特号消石灰使用時の予定数量）
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年2月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
有限会社ツーエス産業  
代表取締役 関口 承一  
大阪府堺市堺区神保通2番2号
- 5 落札金額  
¥35,640－（1 tあたりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

堺市公告第234号

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第20条第2項及び第21条第1項第2号並びに堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項及び第32条第1項第2

号の規定に基づき、堺市立大浜体育館等の開館（場）時間、休館（場）日及び利用料金を指定管理者が定めたので、堺市立体育館条例第20条第3項（同条例第21条第2項において準用する場合を含む。）及び堺市公園条例第31条第3項（同条例第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月17日

堺市長 永 藤 英 機

第1 堺市立大浜体育館等の開館(場)時間、休館(場)日 (令和3年4月1日以後)

| 名称             | 開館時間                   | 休館日                                   |
|----------------|------------------------|---------------------------------------|
| 大浜体育館<br>大浜武道館 | 午前8時45分から<br>午後9時15分まで | 12月29日から翌年の1月4日までの日<br>月に1回程度点検等のため休館 |

| 名称                  | 開場時間                                                             | 休場日                 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 大浜公園野球場             | 午前9時から午後5時まで                                                     | 12月29日から翌年の1月4日までの日 |
| 三宝公園野球場<br>浅香山公園野球場 | [4月から9月まで]<br>午前7時から午後7時まで<br><br>[10月から翌年の3月まで]<br>午前7時から午後5時まで |                     |
| 土居川公園テニスコート         | [4月から9月まで]<br>午前8時から午後7時まで<br><br>[10月から翌年の3月まで]<br>午前8時から午後5時まで | 12月30日から翌年の1月4日までの日 |
| 大浜公園テニスコート          | 午前8時から午後9時まで<br><br>[5月から9月までの休日等]<br>午前7時から午後9時まで               |                     |
| 大浜公園相撲場             | 前9時から午後9時まで                                                      | 12月29日から翌年の1月4日までの日 |

備考 この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。

第2 堺市立大浜体育館等の利用料金（令和3年4月1日以後）

1 大浜体育館利用料金

1-1 体育館専用(団体)利用料金

(大アリーナ、小アリーナ及びトレーニング室)

(単位：円)

| 区分      |      |     | 午前             | 午後              | 午後              | 夜間              | 昼間             | 昼間             | 午後              | 昼夜間1            | 昼夜間2            | 全日             |        |
|---------|------|-----|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|--------|
|         |      |     | 9:00<br>~12:00 | 12:00<br>~15:00 | 15:00<br>~18:00 | 18:00<br>~21:00 | 9:00<br>~15:00 | 9:00<br>~18:00 | 12:00<br>~18:00 | 12:00<br>~21:00 | 15:00<br>~21:00 | 9:00<br>~21:00 |        |
| 大アリーナ   | 全面   | 平日  | 一般             | 10,200          | 10,200          | 12,600          | 15,600         | 20,400         | 33,000          | 22,800          | 38,400          | 28,200         | 48,600 |
|         |      |     | 生徒等            | 5,100           | 5,100           | 6,300           | 7,800          | 10,200         | 16,500          | 11,400          | 19,200          | 14,100         | 24,300 |
|         |      | 休日等 | 一般             | 12,240          | 12,240          | 15,120          | 18,720         | 24,480         | 39,600          | 27,360          | 46,080          | 33,840         | 58,320 |
|         |      |     | 生徒等            | 6,120           | 6,120           | 7,560           | 9,360          | 12,240         | 19,800          | 13,680          | 23,040          | 16,920         | 29,160 |
|         | 2/3面 | 平日  | 一般             | 6,800           | 6,800           | 8,400           | 10,400         | 13,600         | 22,000          | 15,200          | 25,600          | 18,800         | 32,400 |
|         |      |     | 生徒等            | 3,400           | 3,400           | 4,200           | 5,200          | 6,800          | 11,000          | 7,600           | 12,800          | 9,400          | 16,200 |
|         |      | 休日等 | 一般             | 8,160           | 8,160           | 10,080          | 12,480         | 16,320         | 26,400          | 18,240          | 30,720          | 22,560         | 38,880 |
|         |      |     | 生徒等            | 4,080           | 4,080           | 5,040           | 6,240          | 8,160          | 13,200          | 9,120           | 15,360          | 11,280         | 19,440 |
|         | 1/2面 | 平日  | 一般             | 5,100           | 5,100           | 6,300           | 7,800          | 10,200         | 16,500          | 11,400          | 19,200          | 14,100         | 24,300 |
|         |      |     | 生徒等            | 2,550           | 2,550           | 3,150           | 3,900          | 5,100          | 8,250           | 5,700           | 9,600           | 7,050          | 12,150 |
|         |      | 休日等 | 一般             | 6,120           | 6,120           | 7,560           | 9,360          | 12,240         | 19,800          | 13,680          | 23,040          | 16,920         | 29,160 |
|         |      |     | 生徒等            | 3,060           | 3,060           | 3,780           | 4,680          | 6,120          | 9,900           | 6,840           | 11,520          | 8,460          | 14,580 |
| 1/3面    | 平日   | 一般  | 3,400          | 3,400           | 4,200           | 5,200           | 6,800          | 11,000         | 7,600           | 12,800          | 9,400           | 16,200         |        |
|         |      | 生徒等 | 1,700          | 1,700           | 2,100           | 2,600           | 3,400          | 5,500          | 3,800           | 6,400           | 4,700           | 8,100          |        |
|         | 休日等  | 一般  | 4,080          | 4,080           | 5,040           | 6,240           | 8,160          | 13,200         | 9,120           | 15,360          | 11,280          | 19,440         |        |
|         |      | 生徒等 | 2,040          | 2,040           | 2,520           | 3,120           | 4,080          | 6,600          | 4,560           | 7,680           | 5,640           | 9,720          |        |
| 小アリーナ   | 全面   | 平日  | 一般             | 3,400           | 3,400           | 4,200           | 5,200          | 6,800          | 11,000          | 7,600           | 12,800          | 9,400          | 16,200 |
|         |      |     | 生徒等            | 1,700           | 1,700           | 2,100           | 2,600          | 3,400          | 5,500           | 3,800           | 6,400           | 4,700          | 8,100  |
|         |      | 休日等 | 一般             | 4,080           | 4,080           | 5,040           | 6,240          | 8,160          | 13,200          | 9,120           | 15,360          | 11,280         | 19,440 |
|         |      |     | 生徒等            | 2,040           | 2,040           | 2,520           | 3,120          | 4,080          | 6,600           | 4,560           | 7,680           | 5,640          | 9,720  |
|         | 1/2面 | 平日  | 一般             | 1,700           | 1,700           | 2,100           | 2,600          | 3,400          | 5,500           | 3,800           | 6,400           | 4,700          | 8,100  |
|         |      |     | 生徒等            | 850             | 850             | 1,050           | 1,300          | 1,700          | 2,750           | 1,900           | 3,200           | 2,350          | 4,050  |
| 休日等     | 一般   | 一般  | 2,040          | 2,040           | 2,520           | 3,120           | 4,080          | 6,600          | 4,560           | 7,680           | 5,640           | 9,720          |        |
|         |      | 生徒等 | 1,020          | 1,020           | 1,260           | 1,560           | 2,040          | 3,300          | 2,280           | 3,840           | 2,820           | 4,860          |        |
| トレーニング室 | 平日   | 一般  | 3,700          | 3,700           | 4,400           | 5,500           | 7,400          | 11,800         | 8,100           | 13,600          | 9,900           | 17,300         |        |
|         |      | 生徒等 | 1,850          | 1,850           | 2,200           | 2,750           | 3,700          | 5,900          | 4,050           | 6,800           | 4,950           | 8,650          |        |
|         | 休日等  | 一般  | 4,440          | 4,440           | 5,280           | 6,600           | 8,880          | 14,160         | 9,720           | 16,320          | 11,880          | 20,760         |        |
|         |      | 生徒等 | 2,220          | 2,220           | 2,640           | 3,300           | 4,440          | 7,080          | 4,860           | 8,160           | 5,940           | 10,380         |        |

(大研修室、研修室)

(単位：円)

| 区 分              |                  | 9:00<br>～10:30 | 10:30<br>～12:00 | 12:00<br>～13:30 | 13:30<br>～15:00 | 15:00<br>～16:30 | 16:30<br>～18:00 | 18:00<br>～19:30 | 19:30<br>～21:00 |       |
|------------------|------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|
| 大<br>研<br>修<br>室 | 全<br>面           | 平日             | 750             | 750             | 750             | 750             | 900             | 900             | 1,150           | 1,150 |
|                  |                  | 休日等            | 900             | 900             | 900             | 900             | 1,080           | 1,080           | 1,380           | 1,380 |
|                  | 2<br>/<br>3<br>面 | 平日             | 500             | 500             | 500             | 500             | 600             | 600             | 750             | 750   |
|                  |                  | 休日等            | 600             | 600             | 600             | 600             | 720             | 720             | 900             | 900   |
|                  | 1<br>/<br>3<br>面 | 平日             | 250             | 250             | 250             | 250             | 300             | 300             | 400             | 400   |
|                  |                  | 休日等            | 300             | 300             | 300             | 300             | 360             | 360             | 480             | 480   |
| 研<br>修<br>室      | 平日               | 400            | 400             | 400             | 400             | 450             | 450             | 600             | 600             |       |
|                  | 休日等              | 480            | 480             | 480             | 480             | 540             | 540             | 720             | 720             |       |

備考

- (1) これらの表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- (2) これらの表において「生徒等」の区分とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
  - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (3) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該使用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- (4) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍の額、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (5) 冷暖房の実施期間中は、基本料金の4割の額(休日等の使用にあっては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における使用区分の金額の4割の額)を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき基本料金(第3号又は第4号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用する時も、同様とする。

1-2 体育館共用(個人)利用料金

(単位：円)

| 区分        |         | 利用料金 |       |
|-----------|---------|------|-------|
| トレーニング室   | 1人1回    | 500  |       |
|           | 1人1月    | 一般   | 2,800 |
|           |         | 生徒等  | 2,400 |
|           |         | シニア  | 2,000 |
| トレーニング室以外 | 1人1種目1回 | 一般   | 220   |
|           |         | 生徒等  | 110   |

備考

- (1) この表において「1回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。
- (2) この表において「生徒等」の区分とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
  - イ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (3) この表において「シニア」の区分とは、満60歳以上の使用者をいう。
- (4) 満60歳以上、障がい者及びその介助者1人は生徒等の区分と同じ料金とする。ただし、トレーニング室は除くものとする。

\* 「障がい者」料金に適用される範囲は以下のとおり。

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者



1-3 体育館附属設備利用料金

(単位：円)

| 種類                | 単位          |    | 利用料金  |
|-------------------|-------------|----|-------|
| バスケットボール器具        | 1式          | 1回 | 500   |
| バレーボール器具          | 1式          | 1回 | 300   |
| バドミントン器具          | 1式          | 1回 | 100   |
| インディアカ器具          | 1式          | 1回 | 200   |
| ソフトバレーボール器具       | 1式          | 1回 | 200   |
| ハンドボール器具          | 1式          | 1回 | 300   |
| フットサル器具           | 1式          | 1回 | 300   |
| 卓球器具              | 1式          | 1回 | 100   |
| ソフトテニス器具          | 1式          | 1回 | 300   |
| 卓球用フェンス           | 1枚          | 1回 | 30    |
| 卓球用得点板            | 1台          | 1回 | 50    |
| マイク・ワイヤレスマイク      | 1本          | 1回 | 500   |
| ワイヤレスアンプ          | 1式          | 1回 | 1,000 |
| 放送設備              | 1式          | 1回 | 3,000 |
| 電光得点掲示板           | 1式          | 1回 | 1,200 |
| バスケットボール用オフィシャル   | 1式          | 1回 | 500   |
| 電動バスケットボール用オフィシャル | 1式          | 1回 | 3,000 |
| ソフトトランポリン         | 1台          | 1回 | 500   |
| レクリエーション器具        | 1式          | 1回 | 1,000 |
| ボッチャボールセット        | 1式          | 1回 | 200   |
| 得点板               | 1台          | 1回 | 50    |
| 審判台               | 1台          | 1回 | 100   |
| バレーボール用線審旗        | 1組          | 1回 | 50    |
| バレーボール選手交代表示板     | 1台          | 1回 | 100   |
| ウレタンマット・マット       | 1枚          | 1回 | 200   |
| 長机                | 1脚          | 1回 | 50    |
| 補助椅子              | 1脚          | 1回 | 20    |
| フロアシート            | 1枚          | 1回 | 50    |
| バスケットショットタイマー     | 1組          | 1回 | 500   |
| デジタルタイマー          | 1台          | 1回 | 500   |
| ストップウォッチ          | 1個          | 1回 | 100   |
| プロジェクター           | 1台          | 1回 | 200   |
| 移動柔道畳             | 1枚          | 1日 | 10    |
| 移動空手マット           | 1枚          | 1日 | 10    |
| 移動観覧席             | 1ブロック       | 1日 | 1,000 |
| 共用部の床             | 使用面積1平方メートル | 1日 | 100   |

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、使用料を徴収しない。
- (2) この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後1(正午から午後3時まで)、午後2(午後3時から午後6時まで)又は夜間(午後6時から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。  
ただし、大研修室及び研修室にあつては、当該使用施設の使用区分において対応する時間帯をいう。
- (3) レクリエーション器具について、器具を個別に使用するときは、次の表のとおり徴収する。

| 種類                          | 単位 |    | 利用料金 |
|-----------------------------|----|----|------|
|                             |    |    |      |
| 鉄棒                          | 1台 | 1回 | 300  |
| 跳び箱(踏切板を含む。)                | 1組 | 1回 | 200  |
| 平均台                         | 1台 | 1回 | 200  |
| ステップカラーラバーリング               | 1組 | 1回 | 50   |
| アイデアマット・ローリング(ジョイントテープを含む。) | 1組 | 1回 | 100  |

2 大浜武道館利用料金

2-1 武道館専用(団体)利用料金

(単位：円)

| 区分  |     |     | 午前             | 午後1             | 午後2             | 夜間              | 昼間1            | 昼間2            | 午後              | 昼夜間1            | 昼夜間2            | 全日             |
|-----|-----|-----|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
|     |     |     | 9:00<br>~12:00 | 12:00<br>~15:00 | 15:00<br>~18:00 | 18:00<br>~21:00 | 9:00<br>~15:00 | 9:00<br>~18:00 | 12:00<br>~18:00 | 12:00<br>~21:00 | 15:00<br>~21:00 | 9:00<br>~21:00 |
| 柔道場 | 平日  | 一般  | 3,700          | 3,700           | 4,400           | 5,500           | 7,400          | 11,800         | 8,100           | 13,600          | 9,900           | 17,300         |
|     |     | 生徒等 | 1,850          | 1,850           | 2,200           | 2,750           | 3,700          | 5,900          | 4,050           | 6,800           | 4,950           | 8,650          |
|     | 休日等 | 一般  | 4,440          | 4,440           | 5,280           | 6,600           | 8,880          | 14,160         | 9,720           | 16,320          | 11,880          | 20,760         |
|     |     | 生徒等 | 2,220          | 2,220           | 2,640           | 3,300           | 4,440          | 7,080          | 4,860           | 8,160           | 5,940           | 10,380         |
| 剣道場 | 平日  | 一般  | 3,700          | 3,700           | 4,400           | 5,500           | 7,400          | 11,800         | 8,100           | 13,600          | 9,900           | 17,300         |
|     |     | 生徒等 | 1,850          | 1,850           | 2,200           | 2,750           | 3,700          | 5,900          | 4,050           | 6,800           | 4,950           | 8,650          |
|     | 休日等 | 一般  | 4,440          | 4,440           | 5,280           | 6,600           | 8,880          | 14,160         | 9,720           | 16,320          | 11,880          | 20,760         |
|     |     | 生徒等 | 2,220          | 2,220           | 2,640           | 3,300           | 4,440          | 7,080          | 4,860           | 8,160           | 5,940           | 10,380         |

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- (2) この表において「生徒等」の区分とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
  - イ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (3) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収するときは、当該使用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- (4) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍の額、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (5) 冷暖房の実施期間中は、基本料金の4割の額(休日等の使用にあつては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における使用区分の金額の4割の額)を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき基本料金(第3号又は第4号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、同様とする。

2-2 武道館共用(個人)利用料金

(単位：円)

| 区分 | 利用料金    |     |
|----|---------|-----|
|    | 1人1種目1回 | 一般  |
|    | 生徒等     | 110 |

備考

- (1) この表において「1回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。
- (2) この表において「生徒等」の区分とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
  - イ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (3) 満60歳以上、障がい者及びその介助者1名は生徒等の区分と同じ料金とする。

\* 「障がい者」料金に適用される範囲は以下のとおり。

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2-3 武道館附属設備利用料金

(単位：円)

| 種類           | 単位          |    | 利用料金  |
|--------------|-------------|----|-------|
| マイク・ワイヤレスマイク | 1本          | 1回 | 500   |
| ワイヤレスアンプ     | 1式          | 1回 | 1,000 |
| 長机           | 1脚          | 1回 | 50    |
| 補助椅子         | 1脚          | 1回 | 20    |
| フロアシート       | 1枚          | 1回 | 50    |
| ストップウォッチ     | 1個          | 1回 | 100   |
| プロジェクター      | 1台          | 1回 | 200   |
| 移動柔道畳        | 1枚          | 1日 | 10    |
| 移動空手マット      | 1枚          | 1日 | 10    |
| 共用部の床        | 使用面積1平方メートル | 1日 | 100   |

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、使用料を徴収しない。
- (2) この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後1(正午から午後3時まで)、午後2(午後3時から午後6時まで)又は夜間(午後6時から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。

3 野球場利用料金

(単位：円)

| 種別       | 区分 |     | 利用料金       |                       |                       |                      |                      |                      |
|----------|----|-----|------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|          |    |     | 午前9時<br>まで | 午前9時から<br>午前11時<br>まで | 午前11時<br>から午後1<br>時まで | 午後1時か<br>ら午後3時<br>まで | 午後3時か<br>ら午後5時<br>まで | 午後5時か<br>ら午後7時<br>まで |
| 大浜公園野球場  | A面 | 一般  |            | 2,440                 | 2,440                 | 2,440                | 2,440                |                      |
|          |    | 生徒等 |            | 1,220                 | 1,220                 | 1,220                | 1,220                |                      |
|          | B面 | 一般  |            | 2,030                 | 2,030                 | 2,030                | 2,030                |                      |
|          |    | 生徒等 |            | 1,010                 | 1,010                 | 1,010                | 1,010                |                      |
| 三宝公園野球場  | 1面 | 一般  | 1,010      | 2,030                 | 2,030                 | 2,030                | 2,030                | 2,030                |
|          |    | 生徒等 | 500        | 1,010                 | 1,010                 | 1,010                | 1,010                | 1,010                |
| 浅香山公園野球場 | 1面 | 一般  | 610        | 1,220                 | 1,220                 | 1,220                | 1,220                | 1,220                |
|          |    | 生徒等 | 300        | 610                   | 610                   | 610                  | 610                  | 610                  |

備考

- (1) この表において「生徒等」の区分とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
  - イ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (2) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

4-1 テニスコート利用料金

(単位：円)

| 種別          | 区分 |     | 利用料金                 |                      |                       |                       |                      |                      |                      |                      |
|-------------|----|-----|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|             |    |     | 午前7時<br>から午前8<br>時まで | 午前8時<br>から午前9<br>時まで | 午前9時<br>から午前11<br>時まで | 午前11時<br>から午後1<br>時まで | 午後1時<br>から午後3<br>時まで | 午後3時<br>から午後5<br>時まで | 午後5時<br>から午後7<br>時まで | 午後7時<br>から午後9<br>時まで |
| 土居川公園テニスコート | 1面 | 一般  |                      | 300                  | 610                   | 610                   | 610                  | 610                  | 610                  |                      |
|             |    | 生徒等 |                      | 150                  | 300                   | 300                   | 300                  | 300                  | 300                  |                      |
| 大浜公園テニスコート  | 1面 | 一般  | 610                  | 610                  | 1,220                 | 1,220                 | 1,220                | 1,220                | 1,220                | 1,220                |
|             |    | 生徒等 | 300                  | 300                  | 610                   | 610                   | 610                  | 610                  | 610                  | 610                  |

備考

- (1) この表において「生徒等」の区分とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
  - イ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (2) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

4-2 テニスコート附属設備等利用料金

(単位：円)

| 種類   | 単位  | 利用料金 |
|------|-----|------|
| 照明設備 | 1時間 | 150  |

5-1 相撲場利用料金

(単位：円)

| 種別      | 区分             | 利用料金       |            |              |              |
|---------|----------------|------------|------------|--------------|--------------|
|         |                | 午前9時から正午まで | 正午から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 大浜公園相撲場 | 相撲競技(職業相撲を除く。) | 3,660      | 6,120      | 8,560        | 18,340       |
|         | 集会             | 7,320      | 12,240     | 17,120       | 36,680       |
|         | その他            | 48,880     | 73,340     | 97,780       | 220,000      |

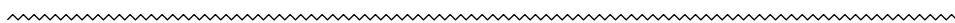
備考

- (1) 生徒等が使用するときは、当該使用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の半額を徴収する。なお、生徒等とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
  - イ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (2) 使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金の2倍の額を徴収する。
- (3) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (4) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき基本料金(第1号又は第2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。
- (5) 許可を得て、設備準備等の目的で「その他」の区分を使用する場合は「集会」の区分の料金を適用する。

5-2 相撲場附属設備等利用料金

(単位：円)

| 種別   | 単位  | 利用料金  |
|------|-----|-------|
| 放送設備 | 1日  | 3,050 |
| 照明設備 | 1時間 | 400   |



堺市公告第235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月17日

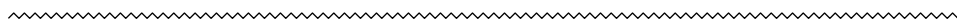
堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区新家町657番8、657番22から657番26まで、661番2及び661番4から661番14まで、地先里道並びに地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区甲斐町西一丁目1番31号  
株式会社サンユウ都市開発  
代表取締役 松永 泰成



堺市公告第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区原田167番1、167番5から167番13まで、167番15から167番21まで及び170番9並びに草部1691番7及び1691番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

和歌山市黒田一丁目2番17号  
アズマハウス株式会社

代表取締役 東 行男

堺市公告第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第63条第2項において準用する法第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた南部大阪都市計画道路事業1・3・0-1号大和川線の事業計画変更の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧場所

建設局道路部道路計画課（市役所高層館17階）

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7423

2 縦覧期間

令和2年4月17日から事業施行期間の終了の日まで

（午前9時から午後5時30分まで）

3 事業地

堺市北区常磐町一丁、二丁、三丁、東浅香山町三丁、四丁及び北花田町三丁地内

堺市公告第238号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第63条第2項において準用する法第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた南部大阪都市計画道路事業1・3・0-1号大和川線（阪神高速道路株式会社施行区間）の事業計画変更の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年



建設省令第49号)第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧場所

建設局道路部道路計画課(市役所高層館17階)

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7423

2 縦覧期間

令和2年4月17日から事業施行期間の終了の日まで

(午前9時から午後5時30分まで)

3 事業地

堺市堺区築港八幡町、三宝町九丁、緑町四丁、松屋大和川通一丁、二丁、三丁、四丁、松屋町一丁、二丁、南島町一丁、三丁、四丁、五丁、鉄砲町、七道西町、並松町、七道東町、遠里小野町一丁、四丁、香ヶ丘町四丁及び五丁地内

~~~~~  
堺市公告第239号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成18年規則第18号)第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

教職員情報システム運用保守業務 1式

- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 関西支社
支社長 梅原 洋二
大阪府中央区城見2丁目2番6号
- 5 随意契約に係る契約金額
¥52,470,000-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号